

「横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」協働事業者 募集要項

1 目的

横浜市では、新しい生活様式の中にあっても地域の絆をつなぎ、地域活動の継続と活性化を図ることを目的として、ICTの活用を促進する「横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」を実施します。

この事業を、民間事業者の皆さまと横浜市の協働で企画・実施するため、ICTを活用した会議等を体験する講座等の開催や相談対応、各地区のニーズ把握などに御協力いただける事業者を募集します。

2 募集期間

令和2年9月17日（木）から令和2年10月2日（金）まで

3 募集内容

横浜市内の地区連合町内会（18区253地区）において、主にこれまでICTを活用したことのない方を対象にオンライン会議やアプリを使った連絡・情報共有等を体験する講座等の企画提案・実施

（1）共通実施項目

- ア スマートフォンアプリ（LINE）を使った情報伝達体験
※横浜市LINE公式アカウント、神奈川LINEコロナの紹介を含む
- イ オンライン会議の体験
- ウ 上記にかかる相談対応及び講座資料の配布

（2）その他の実施項目例

- ア 電子掲示板、電子回覧板などの体験
- イ スケジュール管理ツールの紹介
- ウ その他、ICTを活用したコミュニケーションツールの体験等

4 応募資格

- ア 横浜市内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- イ 「横浜市自治会町内会新しい活動スタイル応援事業実施要綱」（以下、要綱という。）に定めるところにより、提案する企画を、自ら人員体制を整え、必要な費用を負担し実施できること。
- ウ 暴力団員等（横浜市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人をいう。）は対象外とします。

5 本市との役割分担

横浜市と事業者の皆さまとの協働で、自治会町内会においてICT活用のきっかけとなる体験機会を提供し、効果的なICT活用策の検討を行います。

実施項目	事業者の役割	横浜市の役割
オンライン会議、LINEその他のツールを使った情報伝達・共有等の体験	1 講座の企画及び実施 2 参加団体との連絡調整 3 会場設営、運営サポート 4 会議ソフトやLINE等の活用方法紹介 5 上記に係る相談及び講座資料の配布 6 参加者アンケートの実施、集計、実施報告書の作成	1 事業広報、事業者提案とりまとめ 2 地区連合町内会との連絡調整 3 参加団体募集、とりまとめ 4 講座の企画・実施協力 5 アンケート全体の分析

I C T活用に関連した相談対応	1 相談会の企画及び実施 2 電話・メール等による質問、相談対応 3 相談対応記録の作成	1 地区連合町内会との連絡調整 2 相談会の企画・実施協力 3 相談事例のまとめ、紹介
今後のI C T活用に向けた提案	I C T活用に向けての課題整理、活用手法の提案	I C T活用に関する今後の支援策の検討

※上記の役割分担を基本として、詳細は協議の上、決定します。

6 経費負担について

横浜市は、本事業の実施にかかる経費のうち、参加地区との事前打合せや講座等の実施にかかる人件費を、**1地区あたり30万円を上限**として負担します。

事業者の皆さまには、それ以外の経費のご負担をお願いします。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ア 事業提案書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 事業収支予算書（第3号様式）
- エ 提案者概要書（第4号様式）

(2) 応募方法

上記ア～エの各様式に必要な事項を記載の上、次のアドレスあてに提出してください。

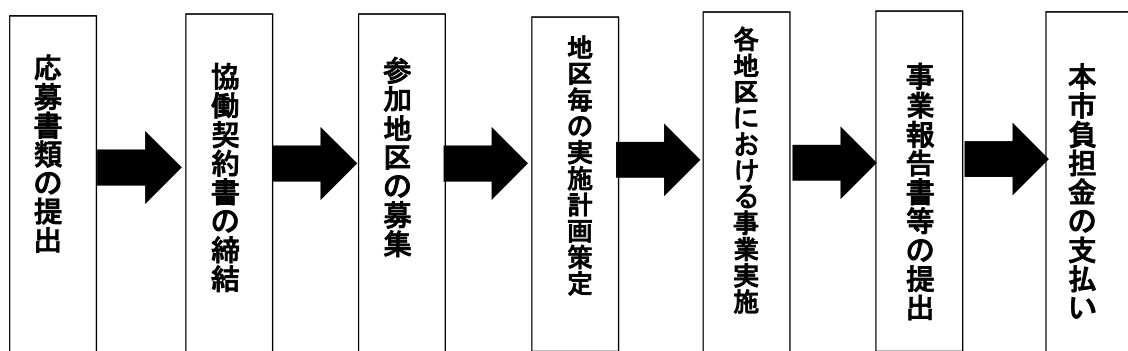
【提出先】

横浜市民民局地域活動推進課 sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

※メール件名に【スタイル応援】と付して、お送りください。

※質問については随時お受けします。回答内容は本市HP（QA）に掲載します。質問様式は使用しなくても構いません。

8 応募後の流れ



項目	スケジュール	内容
応募書類提出	令和2年9月17日～10月2日	メールで提出
●書類確認・ヒアリング ●協働契約書の締結	応募書類受領次第、随時	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は応募書類の確認を行った上で、応募者に個別にご連絡します。 ・本市は事業趣旨に合致する応募者と協議を行い、実施内容、役割分担等を双方が確認した上で、協働契約を締結します。
参加地区の募集	令和2年10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は協働事業者の一覧を地区連合町内会に提示し、参加地区の募集を行います。

		す。 ・参加地区に希望する事業者を選択してもらい、本市がとりまとめて事業者に伝えます。
担当地区との調整、実施計画の策定	担当地区が決まり次第、随時開始	・担当地区が決まり次第、事業者から該当地区に連絡をとり、日程や会場、具体的な実施内容等を調整します。 ・事業者は本市に、地区毎の実施計画（第2号、第3号様式）を提出し、本市と覚書を締結します。
事業実施	令和2年11月～令和3年3月末まで	・事業者は、担当地区で講座等を開催し、参加者アンケートを実施します。 ※1地区：2時間×3回を想定
事業報告書等の提出	各地区の事業終了後～令和3年3月末まで	事業者は担当地区における ・事業結果報告書（第5号様式） ・事業収支決算書（第6号様式） ・参加者アンケートの結果集計などを本市に提出します。
本市負担金の支払い		・事業者は本市に、事業実施報告書等により、事業実施報告を行った後、請求書を提出します。 ・本市は、その内容を確認し、本市の経費負担分（人件費）について事業者にお支払いします。

9 留意事項

(1) 応募書類は、原則として情報公開の対象となります。

(2) 事業実施にあたっての留意事項

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、次のことに十分配慮の上、事業を実施してください。

- ① 利用者の感染が確認された場合に備えて、利用者氏名・連絡先の把握をすること。
- ② 会場に合わせた参加人員を設定し、人と人との距離をとること。
- ③ マスクの着用・入室時の手指の消毒・発熱や風邪症状のある方の参加見合わせを徹底すること。
- ④ 窓とドアの2方向を開けるなど換気を徹底すること。
- ⑤ その他、利用する施設の利用ルールを順守すること。

イ 万一事故等が発生した場合に適切に対応できる体制を整えておくこと。

ウ 事業で取り扱う個人情報については個人情報保護法に基づき適切に扱うこと。

また、スマートフォンアプリ等の体験に際し、講座参加者が、意図せず個人情報を流出させてしまうようなことがないように、注意事項の説明を行うこと。

エ 営利を目的とした営業行為や勧誘はしないこと。

【お問合せ先・応募書類提出先】

横浜市市民局地域活動推進課

電話：045-671-2317/3624

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp